

平成十八年一月二十三日提出  
質 問 第 一 三 号

一九五六年九月二十九日付松本俊一日本国政府全権委員とア・グロムイコ・ソヴィエト社会主義共和国連邦第一外務次官の往復書簡に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

一九五六年九月二十九日付松本俊一日本国政府全権委員とア・グロムイコ・ソヴィエト社会主

義共和国連邦第一外務次官の往復書簡に関する質問主意書

一 一九五六年九月二十九日付で松本俊一日本国政府全権委員からア・グロムイコ・ソヴィエト社会主義共和国連邦第一外務次官にあてた書簡並びに同日付でア・グロムイコ・ソヴィエト社会主義共和国連邦第一外務次官から松本俊一日本国政府全権委員にあてた書簡による合意は、現在も日露両国間において有効か。

二 一の両書簡において言及されている「領土問題」とは、齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四島の帰属に関する問題を意味するものか。

右質問する。